

## 平成26年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[特許・実用新案]

### 【問題 I】

日本国に住所を有する**甲**は、甘味料の発明**イ**及び**ロ**をし、平成23年12月1日に、展示会において、発明**イ**の技術的範囲に属する甘味料**α**（以下「**α**」という。）を無条件に入場者にサンプル配布した（以下「配布」という。）。**α**は、外観からも、また、試食したとしても、発明**イ**の技術的範囲に属するかを判別可能なものでなく、さらに、**甲**は、**α**の内容に関する情報を一切開示しなかった。

その後、**甲**は、平成23年12月8日、明細書に発明**イ**及び**ロ**を記載するとともに、発明**イ**のみを請求の範囲に記載し、日本国特許庁を受理官庁として、日本国を指定国に含む国際出願**X**を英語で行った（特許法第184条の3第1項の規定により特許出願とみなされた国際出願**X**を、以下「外国語特許出願**Y**」という。）。国際出願**X**は、平成25年7月1日に国際公開された。

一方、展示会に入場した**乙**は、配布された**α**を持ち帰り、平成23年12月9日に、半年前に購入した市販の分析器により**α**を分析したところ、その分析結果は、**α**が発明**イ**の技術的範囲に属することを判断できるものであった。

以上の事例を前提として、以下の設問に答えよ。なお、本事例においてはいかなる補正もなされないものとする。

- (1) **甲**が、外国語特許出願**Y**を審査官による審査に供するために、特許庁長官に対して行う必要がある手続について説明せよ。
- (2) 上記配布により、発明**イ**の新規性が喪失するかを、新規性が特許要件とされている趣旨に触れつつ、理由とともに述べよ。
- (3) **甲**は平成25年9月2日に上記(1)の手続をすべて完了し、その翌日に**甲**は上記(2)についての検討をしたものとする。その検討結果を踏まえて、外国語特許出願**Y**により発明**イ**を権利化するために、**甲**がとりうる手続について説明せよ。
- (4) 外国語特許出願**Y**の審査がなされ、特許査定が送達された時に、**甲**は、発明**ロ**の特許権も取得したいと考えたものとする。**甲**はどのような手続をすることが考えられるか、その手続による効果を述べつつ説明せよ。
- (5) **甲**は、外国語特許出願**Y**について、**丙**に対して、明細書に記載した事項の範囲全部の仮通常実施権を許諾し、また、上記(4)の手続をした結果、発明**ロ**について特許権**A**を取得できたものとする。**甲**が特許権**A**を**丁**に譲渡し、その登録がなされた場合、**丙**は、**丁**に対して発明**ロ**についての実施権を主張することができるか、理由とともに説明せよ。

【100点】

[特許・実用新案]

【問題Ⅱ】

甲は、靴紐の穴の構造に特徴がある靴に係る発明**イ**を自ら完成し、平成23年6月1日、発明**イ**を特許請求の範囲とする特許出願をしたところ、平成25年6月3日、発明**イ**についての特許権**P**の設定登録がされた。

以上のことを前提として、以下の各設問に答えよ。ただし、特許権**P**に係る特許に無効理由はないものとする。

1. **乙**は、平成22年12月1日、発明**イ**と同一の発明を自ら完成させた。そして、平成23年5月2日までに、発明**イ**の技術的範囲に属する靴**a**の試作品を完成させ、靴**a**の製造装置**M**を発注するとともに、販売業者らに対し、それらの事実を伝え、発注があれば直ちに日本国内で靴**a**の製造を開始することを説明した。

**乙**は、平成23年8月1日、日本国内の工場に製造装置**M**を1機設置し、靴**a**の販売に向けた製造を開始した。さらに、**乙**は、平成25年10月1日、製造装置**M**を3機増設し、現在に至るまで靴**a**の製造を継続している。また、**乙**は、平成26年2月3日以降、靴**a**の靴紐の穴の構造を変えずに、靴底の厚さが1割増加した靴**b**を製造している。

甲は**乙**を被告として、特許権**P**に基づき靴**a**及び**b**の製造の差止めを求める訴えを提起した。

(1) **乙**が、靴**a**に係る請求について、請求を棄却する旨の判決を得るためにすることが考えられる主張を挙げた上で、その主張が認められるか否か、述べよ。

(2) **乙**が、靴**b**に係る請求について、請求を棄却する旨の判決を得るためにすることが考えられる主張を挙げた上で、その主張が認められるか否か、述べよ。

2. 甲は、発明**イ**の技術的範囲に属する靴**c**を国内で製造販売している。丙は、一般消費者によって使用されることにより靴底が摩耗しているものの、靴底以外の部分は新品に近い状態の靴**c**を回収し、靴**c**の靴紐の穴の構造を変えずに、靴底部分を新品に貼り替え、リサイクル品である靴**d**として販売している。また、一般に、業者が靴の靴底部分を貼り替えてリサイクル品として販売することは広く行われている。甲は丙を被告として、特許権**P**に基づき靴**d**の製造の差止めを求める訴えを提起した。丙が請求を棄却する旨の判決を得るためにすることが考えられる主張を挙げた上で、その主張が認められるか否か、述べよ。

【100点】

## 平成26年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

### 【問題Ⅰ】

甲は、自ら机に係る意匠イを創作し、その机をビジネスショーで展示した。その後、甲は、意匠イ及びこれに類似する意匠ロについて、意匠登録を受けようとしている。

一方、乙及び丙は、共同で机に係る意匠ハを創作し、前記ビジネスショーの開催後であって甲の意匠登録出願の日より前に意匠ハに係る意匠登録出願を行った。なお、意匠ハは、意匠イには類似せず、意匠ロに類似するものとする。

これらの事実を前提として、以下の各設問に答えよ。

- (1) 甲が、意匠イ及び意匠ロに係る意匠登録出願を行う際に留意すべきことは何か、理由とともに説明せよ。
- (2) 甲は、意匠イ及び意匠ロについて意匠登録を受けることができるか、また、乙及び丙は、意匠ハについて意匠登録を受けることができるか、それぞれ理由とともに説明せよ。
- (3) 甲が、意匠ロに係る机を製造販売しようとする場合の留意すべきことは何か、理由とともに説明せよ。

【50点】

### 【問題Ⅱ】

甲は、自ら自転車に係る意匠ニ及びこれに類似する意匠ホを創作した。

乙は、意匠ニ及び意匠ホを甲から知得し、意匠登録を受ける権利を承継することなく意匠ニ及び意匠ホについて意匠登録出願をし、意匠ニ及び意匠ホについて意匠登録を受けた。

以下のそれぞれの場合において、甲が意匠ニについて意匠権を取得するためにはどのような手段をとる必要があるか、そのような手段をとることにした理由とともに説明せよ。

- (1) 乙の意匠ニに係る意匠権及び意匠ホに係る意匠権がともに存続している場合。
- (2) 乙の意匠ニに係る意匠権は存続し、意匠ホに係る意匠権が放棄されている場合。

【50点】

## 平成26年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標]

### 【問題Ⅰ】

商標法における登録主義について以下の設問に答えよ。

解答に際して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

- (1) 商標法における登録主義について簡潔に説明し、登録主義が採用されている理由を述べよ。
- (2) 登録主義との関係において、いわゆる先使用权が認められている理由を述べよ。

【40点】

### 【問題Ⅱ】

クイーン株式会社（以下「**甲**」という。）は、「スーパーアマロ」からなる文字商標について「化粧品」を指定商品とする商標登録出願を平成22年1月10日にし、平成22年7月10日に商標登録を受けた。**甲**は、平成22年7月下旬頃から、商標「アマロ」を付した「香水」の販売を開始し、現在に至っている。

アマロスタイル株式会社（以下「**乙**」という。）は、平成15年1月頃から「サプリメント」を製造し、これに商標「AMALLO」を付して販売を行っていたところ売れ行きが良く、平成18年1月頃には、商標「AMALLO」は**乙**の業務に係る「サプリメント」を表示するものとして著名となり、**乙**は、需要者の間において「アマロ」の略称で呼ばれるようになり現在に至っている。また、**乙**は、業務を拡大し、平成18年3月頃から「化粧水」を製造し、これに商標「AMALLO」を付して販売し始めたところ、平成22年3月頃には、商標「AMALLO」は**乙**の業務に係る「化粧水」も表示するものとして周知となった。そこで、**乙**は、平成25年12月10日に商標「AMALLO」について、「サプリメント、化粧水」を指定商品とする商標登録出願をしたところ、当該商標登録出願に係る商標「AMALLO」は、**甲**の登録商標「スーパーアマロ」が引用され、商標法第4条第1項第11号により商標登録を受けることができないとする拒絶理由の通知を受けた。

この場合、平成26年7月6日を基準に、以下の設問に答えよ。

なお、指定商品「化粧品」と指定商品「化粧水」は類似し、指定商品「化粧品」と指定商品「サプリメント」は類似しないものとする。「香水」は指定商品「化粧品」に含まれるものとする。

解答に際して、マドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

(次頁へ続く)

- (1) **乙**の出願商標「AMALLO」が拒絶理由（商標法第4条第1項第11号）に該当するかについて説明せよ。
- (2) **甲**の登録商標「スーパーアマロ」と**乙**の出願商標「AMALLO」が類似する場合、**乙**は、指定商品「化粧水」について自己の商標登録出願に係る商標「AMALLO」の商標登録を受けるためにどのような法的措置をとることができるか、要件を検討した上で説明せよ。  
ただし、**甲**と**乙**との交渉は考慮しないものとする。

【60点】